

畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行細則をここに公布する。

令和四年三月三十一日

奈良県知事 荒井正吾

### 奈良県規則第六十三号

畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行細則

(趣旨)

**第一条** この規則は、畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律（令和三年法律第三十四号。以下「法」という。）、「畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則」（令和三年農林水産省・国土交通省令第六号。以下「省令」という。）及び畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行条例（令和四年三月奈良県条例第五十四号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（敷地と道路との関係の特例の認定の申請）

**第二条** 省令第四十八条第二項の規定による認定を受けようとする者は、認定申請書（第一号様式）の正本及び副本にそれぞれ次の表に掲げる図書を添えて、知事に提出しなければならない。

図書の種類	明示すべき事項
付近見取図	縮尺、方位、道路及び目標となる地物
配置図	縮尺、方位、敷地境界線、敷地内における畜舎等の位置及び用途、申請に係る畜舎等と他の建築物との別、敷地に接する道路の位置及び幅員並びに隣接建築物の用途、構造及び配置
平面図	縮尺、方位、間取り並びに各室の用途及び面積
二面以上の立面図	縮尺、開口部の位置並びに屋根、外壁及び軒裏の構造及び仕上げの材料

主要断面図	縮尺、床の高さ、天井の高さ、軒の高さ及び畜舎等の高さ
-------	----------------------------

2 知事は、必要があると認めるときは、前項に規定する図書のほか、必要な図書の提出を求めることができる。

(敷地の路地状部分の幅員の特例の認定の申請)

**第三条** 条例第五条第二項の規定による認定を受けようとする者は、幅員特例認定申請書(第二号様式)の正本及び副本にそれぞれ次の表に掲げる図書を添えて、知事に提出しなければならない。

図書の種類	明示すべき事項
付近見取図	縮尺、方位、道路及び目標となる地物
配置図	縮尺、方位、敷地境界線、敷地内における畜舎等の位置及び用途、申請に係る畜舎等と他の建築物との別、敷地に接する道路の位置及び幅員並びに敷地とこれに接する道路及び隣地との高低
平面図	縮尺、方位、間取り、各室の用途及び面積並びに主要部分の寸法及び構造
二面以上の立面図	縮尺及び開口部の位置
二面以上の断面図	縮尺、床の高さ、天井の高さ、軒及びひさしの出並びに軒の高さ及び畜舎等の高さ

2 知事は、必要があると認めるときは、前項に規定する図書のほか、必要な図書の提出を求めることができる。

(省令第六十四条第一項の知事が必要と認める図書)

**第四条** 省令第六十四条第一項の知事が必要と認める図書は、次に掲げる図書とする。

ただし、法第三条第一項の申請の際に工事監理者が定まっていない場合にあつては、第二号及び第四号に掲げる図書の添付を省略することができる。

一 設計者の一級建築士免許証、二級建築士免許証若しくは木造建築士免許証又は一級建築士免許証明書、二級建築士免許証明書若しくは木造建築士免許証明書の写し（以下「免許証等」という。）

二 工事監理者の免許証等

三 設計者が設計を業として行う場合にあつては、当該設計者の所属する建築士事務所  
の登録通知等（建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第二十三条の三第二項  
の規定による通知の写しその他の同法第二十三条第一項の規定による登録を受けて  
いることを証する書類をいう。以下同じ。）

四 工事監理者が工事監理を業として行う場合にあつては、当該工事監理者の所属す  
る建築士事務所の登録通知等

五 敷地に接する道路の位置及び幅員並びに敷地とこれに接する道路及び隣地との高  
低の差を明示した二面以上の敷地断面図

六 誓約書（第三号様式）

七 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七十七条の二十一第一項に規定す  
る指定確認検査機関において法第三条第一項の認定に係る審査（同条第三項第四号  
に係る部分に限る。）を受けた場合にあつては、当該畜舎建築利用計画が同号に適  
合することを証する当該指定確認検査機関の発行する書類

八 前各号に掲げる図書のほか、知事が必要と認める図書

2 前項ただし書の規定の適用を受けた認定計画実施者は、工事監理者の決定後直ちに、  
同項第二号及び第四号に掲げる図書を添付して、法第四条第二項の規定による届出を  
しなければならない。

（変更認定申請書の添付図書）

**第五条** 法第四条第一項の変更の認定を受けようとする者は、省令第七十二条第一項の  
申請書に前条第一項各号に掲げる図書のうち変更に係るものを添付しなければならない  
い。

（認定畜舎等の利用の状況の報告）

**第六条** 省令第九十一条の知事の定める日は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号  
に定める日とする。

一 一回目の報告 畜舎建築利用計画の認定を受けた日から起算して五年を経過する日の属する年度の九月末日

二 二回目以降の報告 前回の報告を行った年度から起算して五年度を経過する年度の九月末日

(建築等又は利用の取りやめ)

**第七条** 認定計画実施者は、認定畜舎建築利用計画に基づく畜舎等の建築等又は利用を取りやめるときは、取りやめ申出書(第四号様式)を知事に提出しなければならない。

#### 附 則

この規則は、令和四年四月一日から施行する。

第1号様式（第2条関係）

認定申請書

年 月 日

奈良県知事 殿

申請者の住所又は  
主たる事務所の所在地  
申請者の氏名又は名称  
申請者の連絡先  
代表者の氏名

畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則第48条第2項の規定による認定を申請します。この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

記

1 申請者の概要

- (1) 氏名又は名称及び法人にあっては、その代表者の氏名：
- (2) 住所又は主たる事務所の所在地：
- (3) 連絡先：

2 設計者の概要

- (1) 資格： ( ) 建築士 ( ) 登録第 号
- (2) 氏名：
- (3) 建築士事務所名： ( ) 建築士事務所 ( ) 知事登録第 号
- (4) 所在地：
- (5) 連絡先：

3 畜舎等及び畜舎等の敷地に関する事項

- (1) 工事施工地又は所在地
- (2) 区域、地域、地区又は街区：
- (3) 道路
  - ①幅員：
  - ②敷地と接している部分の長さ：
- (4) 敷地面積
  - ①敷地面積：
  - ②省令第45条に規定する畜舎等の建蔽率：
  - ③敷地に建築可能な建築面積を敷地面積で除した数値：

(5) 畜舎等の種類

飼養施設 搾乳施設 集乳施設 堆肥舎

(6) 工事種類

新築 増築 改築 柱を撤去する行為 模様替

(7) 建築面積

①建築面積：(申請部分  $\text{m}^2$ ) (申請以外の部分  $\text{m}^2$ ) (合計  $\text{m}^2$ )

②建蔽率：

(8) 床面積：(申請部分  $\text{m}^2$ ) (申請以外の部分  $\text{m}^2$ ) (合計  $\text{m}^2$ )

(9) 申請に係る畜舎等の数：

(10) 工事着手予定年月日：

(11) 工事完了予定年月日：

(12) 備考

4 畜舎等別の構造及び設備の概要

(1) 番号：

(2) 工事種類

新築 増築 改築 柱を撤去する行為 模様替

(3) 構造： 造 一部 造

A構造畜舎等 B構造畜舎等

(4) 高さ： $\text{m}$

(5) 備考

第2号様式（第3条関係）

幅員特例認定申請書

年 月 日

奈良県知事 殿

申請者の住所又は  
主たる事務所の所在地  
申請者の氏名又は名称  
申請者の連絡先  
代表者の氏名

畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行条例第5条第2項の規定による認定を申請します。この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

記

1 申請者の概要

- (1) 氏名又は名称及び法人にあつては、その代表者の氏名：
- (2) 住所又は主たる事務所の所在地：
- (3) 連絡先：

2 設計者の概要

- (1) 資格： ( ) 建築士 ( ) 登録第 号
- (2) 氏名：
- (3) 建築士事務所名： ( ) 建築士事務所 ( ) 知事登録第 号
- (4) 所在地：
- (5) 連絡先：

3 畜舎等及び畜舎等の敷地に関する事項

- (1) 工事施工地又は所在地
- (2) 区域、地域、地区又は街区：
- (3) 敷地面積
  - ①敷地面積：
  - ②省令第45条に規定する畜舎等の建蔽率：
  - ③敷地に建築可能な建築面積を敷地面積で除した数値：
- (4) 畜舎等の種類
  - 飼養施設 搾乳施設 集乳施設 堆肥舎

(5) 工事種類

新築 増築 改築 柱を撤去する行為 模様替

(6) 建築面積

①建築面積：(申請部分            m<sup>2</sup>) (申請以外の部分            m<sup>2</sup>) (合計            m<sup>2</sup>)

②建蔽率：

(7) 床面積：(申請部分            m<sup>2</sup>) (申請以外の部分            m<sup>2</sup>) (合計            m<sup>2</sup>)

(8) 申請に係る畜舎等の数：

(9) 工事着手予定年月日：

(10) 工事完了予定年月日：

(11) 備考

5 畜舎等別の構造及び設備の概要

(1) 番号：

(2) 工事種類

新築 増築 改築 柱を撤去する行為 模様替

(3) 構造：            造            一部            造

A構造畜舎等      B構造畜舎等

(4) 高さ：            m

(5) 備考

6 認定を必要とする理由



第3号様式（第4条関係）

誓 約 書

設計者は、下記に示す法律並びにこれらに基づく命令及び条例の規定で畜舎等の敷地、構造又は建築設備に係るもののいずれも遵守していることを誓約します。

年 月 日

代表となる設計者の氏名.....

代表となる設計者の資格

( ) 級建築士 ( ) 登録第 号

奈良県知事 殿

記

- 1 消防法（昭和23年法律第186号）第9条及び第17条
- 2 屋外広告物法（昭和24年法律第189号）第3条から第5条まで（広告物の表示及び広告物を掲出する物件の設置の禁止又は制限に係る部分に限る。）
- 3 高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）第24条
- 4 ガス事業法（昭和29年法律第51号）第162条
- 5 駐車場法（昭和32年法律第106号）第20条
- 6 水道法（昭和32年法律第177号）第16条
- 7 下水道法（昭和33年法律第79号）第10条第1項及び第3項、第25条の2並びに第30条第1項
- 8 宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）第8条第1項及び第12条第1項
- 9 流通業務市街地の整備に関する法律（昭和41年法律第110号）第5条第1項
- 10 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律149号）第38条の2
- 11 都市計画法（昭和43年法律第100号）第53条第1項及び同条第2項において準用する同法第52条の2第2項
- 12 都市緑地法（昭和48年法律第72号）第39条第1項
- 13 自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律（昭和55年法律第87号）第5条第4項
- 14 浄化槽法（昭和58年法律第43号）第3条の2第1項
- 15 特定都市河川浸水被害対策法（平成15年法律第77号）第10条

第4号様式（第7条関係）

取りやめ申出書

年 月 日

奈良県知事 殿

申出者の住所又は  
主たる事務所の所在地  
申出者の氏名又は名称  
申出者の連絡先  
代表者の氏名

認定畜舎建築利用計画に基づく畜舎等の建築又は利用を取りやめたいので、申し出ます。

記

- 1 畜舎建築利用計画の認定番号：
- 2 畜舎建築利用計画の認定年月日：
- 3 取りやめの予定年月日：
- 4 取りやめの理由：